

国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p><u>(アドバイザーボード)</u></p> <p><u>第11条 センターに、学内外の関係者及び有識者からなるアドバイザーボードを置く。</u></p> <p><u>2 アドバイザーボードに議長を置き、副学長（産学連携担当）をもって充てる。</u></p> <p><u>3 アドバイザーボードは、センターの事業に関する評価及び助言を行う。</u></p> <p><u>4 その他アドバイザーボードについて必要な事項については、別に定める。</u></p>	<p>本則</p> <p><u>第11条 削除</u></p>	<p>先端産学連携研究推進センターの事業については、研究推進委員会にて意見交換することとしたため。</p>

附 則（令和5年1月16日産規則第1号）

- この規則は、令和5年1月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センターアドバイザーボード設置要項（平成24年1月10日）は、廃止する。